

## 相続税 R4 平成 28 年贈与税対応版 (Ver.16.20) の予定

平成 28 年分贈与税の申告書およびご要望が多かった「相続税の更正の請求書」に対応した「相続税 R4 平成 28 年贈与税対応版 (Ver.16.20)」のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。このプログラムは、平成 28 年 1 月 1 日以降に発生した相続税および贈与税の申告に使用していただけます。なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期 (予定)
3. 贈与税改正の内容について
4. システムの主な対応内容 (税制改正関係) (予定)
5. システムの主な対応内容 (機能改善関係) (予定)
6. バージョンアップ後の確認事項
7. 贈与税 平成 28 年分の先行入力について
8. フォルダー構成

### 1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続税 R4	Ver. 16. 20	Ver. 16. 10/16. 11/16. 12

※Ver.16.20 へのバージョンアップ時にライセンス認証が必要になります。

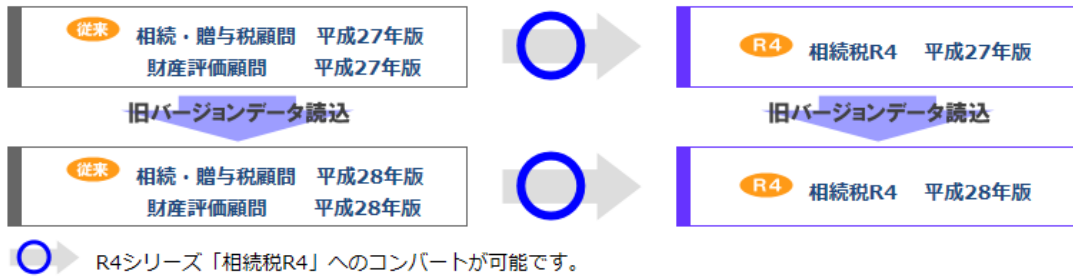
※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

R4 コンバーター	コンバート先 (相続税 R4)	コンバート元 (旧製品)
Ver. 3. 90 (予定)	Ver. 16. 2	相続・贈与税顧問 : Ver.H28.10、H28.20 財産評価顧問 : Ver.H28.10
	Ver. 15. 3	相続・贈与税顧問 : Ver.H27.10、H27.20、H27.21、 Ver.H27.30 財産評価顧問 : Ver.H27.10
	Ver. 14. 3	相続・贈与税顧問 : Ver.H26.10、H26.20、H26.30 財産評価顧問 : Ver.H26.10
	Ver. 13. 1	相続・贈与税顧問 : Ver.H25.10、H25.20 財産評価顧問 : Ver.H25.10、H25.11

※コンバートを行う環境には、上記バージョンの旧製品プログラムがセットアップされている必要があります。

※旧製品の平成 27 年版データを相続税 R4 平成 28 年版へ直接コンバートすることはできません。



## 2. リリース時期（予定）

### 2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開（予定）

2017年1月23日（月）

### 2-2. マイページのダウンロード公開（予定）

2017年1月23日（月）

### 2-3. オプションCD保守契約 送品開始（予定）

- ・インターKX 相続税 R4 : 2017年1月31日（火）
- ・相続税顧問 R4 : 2017年1月31日（火）

（参考）平成28年分贈与税の申告と納税は、平成29年2月1日(水)から3月15日(水)までです。

### 2-4. R4コンバーター E i ボードダウンロードマネージャー/お役立ちToolsの公開（予定）

2017年1月23日（月）

### 2-5. 贈与税の電子申告対応について

平成28年分贈与税の電子申告に対応した相続税 R4 電子申告プログラム (Ver.16.2.e1) は、電子申告 R4 (Ver.16.20) と同時に2017年1月30日（月）にダウンロード公開する予定です。

## 3. 贈与税改正の内容について

システムに係る贈与税改正の内容は、次のとおりです。

### 3-1. 贈与税の申告書へのマイナンバー（個人番号）の記載

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、平成28年分以降の贈与税の申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。また、マイナンバーを記載した申告書を税務署に提出する際は、税務署で本人確認（番号確認と身元確認）を行うため、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

#### ▼贈与税の申告書 第一表

税務署長		平成 <input type="text"/> 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書)		FD 4 7 2 6	
提出用	住所	氏名			
	フリガナ	個人番号又は法人番号			
	氏名	生年月日			
	個人番号又は法人番号	職業			
税務署整理欄 (記入しないでください)	整理番号	補完	申告書提出年月日	財産細目コード	第一表 (平成28年分以降用)
	名簿	確認	申告書提出年月日	事業処理	贈与券
	申告書提出年月日	財産細目コード	出納年月日	訂正	修正
	死亡年月日	死亡年月日	死亡年月日	戻券	枚数

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

納税者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されました。

### 3-2. 住宅取得等資金の贈与税の非課税 適用期限の延長

平成28年11月28日付で公布・施行された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）」により改正された「住宅取得等資金の贈与税の非課税」について、適用期限が平成33年12月31日まで延長されました。それに伴い、非課税限度額に係る住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結期間が下表のように変更されました。

平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

#### ■住宅取得等資金の受贈者ごとの非課税限度額

住宅用の家屋の種類 住宅用家屋の新築 等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の 住宅	消費税等の税率が10%の場合	
			省エネ等住宅	左記以外の 住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円	—	—
平成28年1月1日から 平成32年3月31日まで	1,200万円	700万円	—	—
平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで			3,000万円	2,500万円
平成32年4月1日から 平成33年3月31日まで	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円
平成33年4月1日から 平成33年12月31日まで	800万円	300万円	1,200万円	700万円

#### ■震災に係る住宅取得等資金の受贈者ごとの非課税限度額

住宅用の家屋の種類 住宅用家屋の新築 等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の 住宅	消費税等の税率が10%の場合	
			省エネ等住宅	左記以外の 住宅
平成33年12月31日まで	1,500万円	1,000万円	—	—
平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで			3,000万円	2,500万円
平成32年4月1日から 平成33年12月31日まで			1,500万円	1,000万円

### 3-3. 様式変更

贈与税の次の帳票が変更されました。

帳票名
第一表 贈与税の申告書
第一表の二 贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第一表の三 贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第三表 贈与税の修正申告書（別表）
第三表 贈与税の修正申告書（別表の付表）
相続時精算課税選択届出書

《参考》国税庁のホームページ

◆平成 28 年分贈与税の申告書等の様式一覧

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/zoyo/yoshiki2016/01.htm>

◆平成 28 年分贈与税の申告のしかた

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/zoyo/tebiki2016/01.htm>

## 4. システムの主な対応内容（税制改正関係）（予定）

贈与税改正に伴う主な対応内容は、以下のとおりです。

### 4-1. 贈与税の申告書 変更帳票の対応

平成 28 年分の帳票に対応して、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

帳票の主な変更点は次のとおりです。

変更帳票	変更内容
第一表	<ul style="list-style-type: none"> <li>欄外右上の帳票 ID が「FD4726」に変更</li> <li>「個人番号又は法人番号」欄の追加 ※案件基本情報の「受贈者」欄に、「個人番号」の表示を追加します。個人番号は[共通基本情報]で入力します。</li> <li>特例贈与財産に「過去の贈与税の申告状況」（年分、税務署）の記載欄が追加 ※過去に特例贈与に係る戸籍謄本等を提出している場合は、提出済みの税務署を記載することにより再提出が不要とされました。</li> <li>一般贈与財産の「続柄」の変更（兄弟姉妹[8]が削除）</li> </ul>
第一表の二	<ul style="list-style-type: none"> <li>OCR 用紙に変更、欄外右上に帳票 ID「FD4742」が追加 ※[税務署用紙への印刷]に対応します。</li> <li>タイトルの年分：「平成 28 年分」に変更</li> <li>「非課税限度額の計算」欄の追加</li> <li>平成 27 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(33)の追加</li> <li>住宅資金非課税限度額の残額(32)－(33) (34)の追加以降の項番のずれ</li> </ul>
第一表の三	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイトルの年分：「平成 28 年分」に変更</li> <li>「非課税限度額の計算」欄の追加</li> <li>平成 27 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(44)の追加</li> <li>住宅資金非課税限度額の残額(43)－(44) (45)の追加以降の項番のずれ</li> </ul>
第三表（別表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイトルの年分：「平成 28 年分」に変更</li> <li>第一表の二欄が「別表の付表」に移動</li> </ul>
第三表（別表の付表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイトルの年分：「平成 28 年分」に変更</li> <li>第一表の二欄の追加</li> </ul>
相続時精算課税選択届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類に関する文言の変更</li> </ul>

#### 4-2. 第一表の二（第一表の三）非課税枠の設定について

第一表の二（租税特別措置法適用）または第一表の三（震災特例法適用）が選択されている場合は、「非課税枠」の選択リストで適用を受ける金額を選択します。

適用法	非課税枠	契約の締結日
第一表の二（租税特別措置法適用）	1,200万円 ※ 700万円	平成28年1月1日～ 平成29年3月15日
	1,500万円 ※ 1,000万円	～平成27年12月31日
第一表の三（震災特例法適用）	1,500万円 ※ 1,000万円	～平成29年3月15日

※ 省エネ等住宅の場合に適用

(参考)

住宅取得等資金の贈与税の非課税限度額を適用して、「第一表の二又は第一表の三」を作成する場合は、あらかじめ、次の設定がされている必要があります。

① [贈与者情報登録] の [受贈者との続柄] で「直系尊属」にチェックが付いている贈与者である。

② [種類別財産入力] の [課税方法/特例] で「住宅取得資金の非課税」が選択されている。

## 5. システムの主な対応内容（機能改善関係）（予定）

機能改善等の主な対応内容は、以下のとおりです。

### 5-1. 「相続税の更正の請求書」の新規追加

#### (1) 新規追加帳票

次の4帳票に対応します。

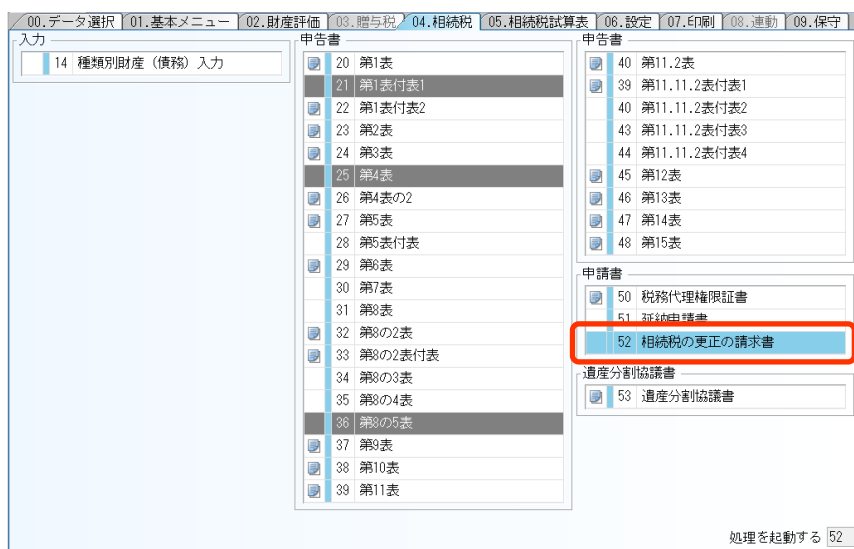
帳票名
相続税の更正の請求書
次葉 申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等（相続税）
次葉 申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等（相続税一付表1） （租税特別措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予）の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細表）
次葉 申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等（相続税一付表2） （租税特別措置法第70条の7の2（非上場株式等についての相続税の納税猶予）及び同法第70条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表）

#### (2) メニューへの追加

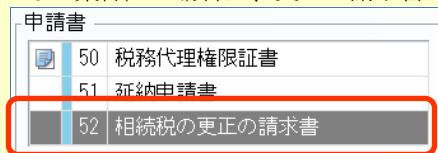
相続税の修正申告案件の場合、「相続税の更正の請求書」が作成できます。

次のメニューから起動します。

- ・業務メニュー [相続税] タブ→ [52 相続税の更正の請求書]
- ・メニューバー [相続税] → [ 相続税の更正の請求書]



申告案件（修正申告でない案件）の場合は、更正の請求書は作成できません。



#### (3) 相続税の更正の請求書 入力画面の追加

「相続税の更正の請求書」を選択すると、相続人一覧が表示されます。

「還付請求額」欄に正数で表示されている相続人について、更正の請求書を作成します。

▼相続税の更正の請求書 相続人一覧

業務メニュー 相続税の更正の請求書 相続人一覧

選択(F10) 閉じる(Esc) 削除(F6) ヘルプ(F1)

データ有無	氏名	還付請求額 修正1表(イ)-(ロ)
	サンプル 花子	0
	サンプル 一郎	11,525,000
	サンプル 二郎	-11,525,000

還付請求額 (更正の請求書を作成)

納付税額 (マイナス表示)

▼修正申告書 第1表

業務メニュー 修正 第1表 相続税の修正申告書

修正前非表示(B)

各人の合計(1) 財産を取得した人(2)

※あん分割合、算出税額を変更した場合は、[計算] ボタンで [税額計算] を実行してください。

区分	サンプル 一郎			サンプル 二郎		
	(イ)修正前の課税額	(ロ)修正申告額	(ハ)修正する額 (ロ)-(イ))	(イ)修正前の課税額	(ロ)修正申告額	(ハ)修正する額 ((ロ)-(イ))
小計	46,100,000	34,575,000	-11,525,000	46,100,000	34,575,000	-11,525,000
農地等納税猶予税額	0	0	0	0	0	0
株式等納税猶予税額	0	0	0	0	0	0
山林納税猶予税額	0	0	0	0	0	0
医療法人持分納税猶予税額	0	0	0	0	0	0
申告納税額	46,100,000	34,575,000	-11,525,000	23,050,000	34,575,000	11,525,000
申告期限までに納付すべき税額						
還付される税額	0	0	0	0	0	0

① 修正申告案件で、財産や取得した相続人などを修正します。  
 ② 修正申告書 第1表 (第3表)を確認します。  
 ③ 相続税の更正の請求書を作成します。

還付請求額 (マイナス表示)

納付税額

相続人一覧で相続人を選択すると、「相続税の更正の請求書」の入力画面が表示されます。次葉 (相続税)、次葉 (相続税一付表 1)、次葉 (相続税一付表 2) の入力画面はありません。帳票が自動的に作成されます。

被相続人 住所 東京都江東区〇〇1-22-333 相続の年月日 28年5月6日

フリガナ サンプル フミオ サンプル 文雄 職業

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (相続税)

(1) 税額等の計算明細	区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
① 取得財産の価額		200,000,000円	150,000,000円
			150,000,000
			150,000,000
			150,000,000
			92,200,000
			37.5%
			34,575,000円

税務署 受付印

業務メニュー 相続税の更正の請求書

確定(F10) キャンセル(Esc) 上書(F9) プレビュー(F11) ヘルプ(F1)

項目転付(Y)

江東区 税務署長

平成28年5月25日 提出

前納税地

住所又は所在地 東京都江東区〇〇

納税地

フリガナ サンプル イチロウ

氏名又は名称 サンプル 一郎

代表者等氏名

職業

電話番号

1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分

平成28年分 相続税申告書 提出

2. 添付した書類

3. 更正の請求をする理由

4. 更正の請求をするに当たった事情の経緯、その他参考となるべき事項

5. 更正の請求をするに当たった事情の経緯、その他参考となるべき事項

6. 滞りなく納付する

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合

預金 口座番号

前納税地

住所又は所在地 東京都江東区〇〇

納税地

フリガナ サンプル イチロウ

氏名又は名称 サンプル 一郎 印

個人番号又は法人番号

個人番号を印刷します。

(法人等の場合)

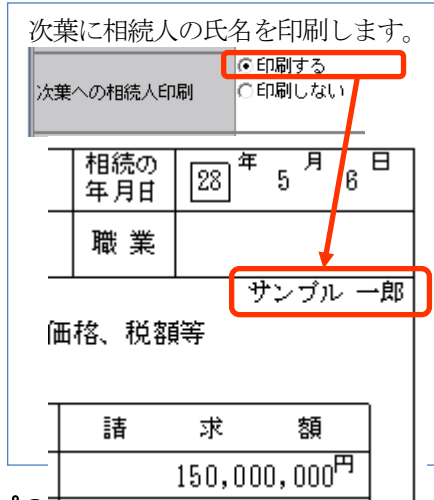
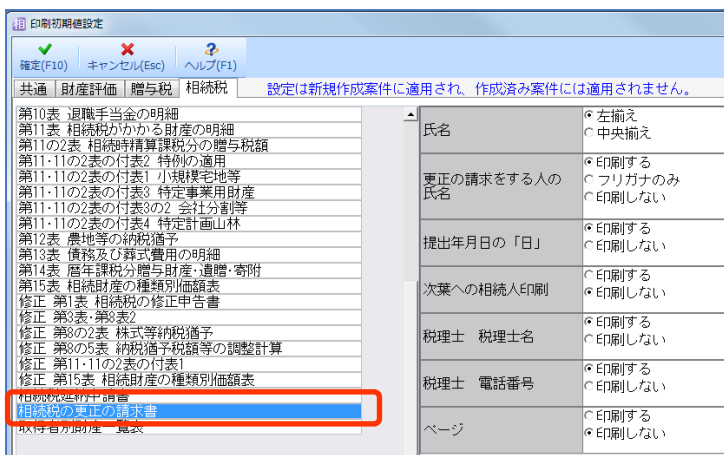
代表者等氏名 印

職 業 電話番号

分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる

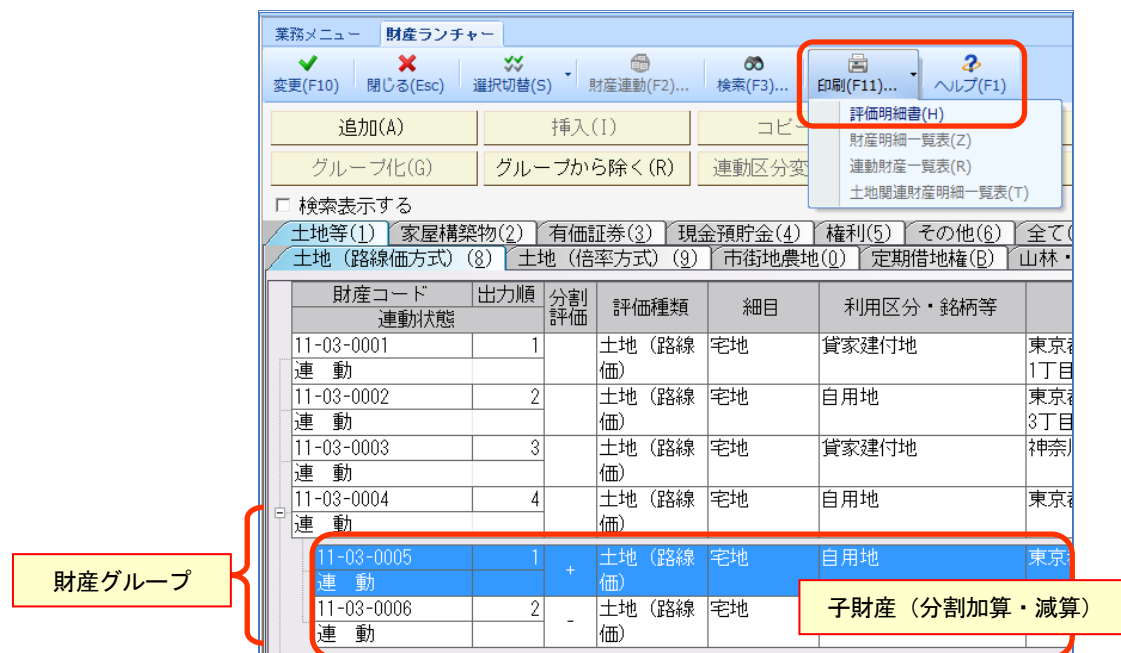
#### (4) 印刷初期値設定 設定項目の追加

印刷初期値設定の [相続税] タブに「相続税の更正の請求書」の設定を追加します。案件ごとの設定は、[案件基本情報変更] → [印刷設定] タブで設定します。



## 5-2. 財産ランチャー 土地等（路線価方式）財産グループの子財産の印刷明細書の印刷対応（財産評価）

「財産ランチャー」の「土地等（路線価方式）」で財産グループの子財産（分割加算、分割減算）は、財産ランチャー（一覧表示）から評価明細書を印刷することができませんでしたが、印刷できるように対応します。





### 5-3. 土地等の評価 立木データの作成有無の設定追加（財産評価）

〔山林・森林の立木〕の林地・立木データは、〔土地等〕タブの〔土地（路線価方式）〕〔土地（倍率方式）〕〔市街地農地〕で、「地目」に次のいずれかの設定がされていると自動で作成されますが、作成の有無を選択できるようにします。

- ・台帳地目が山林、原野である
- ・現況地目が山林である。

〔土地（路線価方式）〕〔土地（倍率方式）〕〔市街地農地〕の入力画面の上部に「立木データを作成する」チェックボックスを追加します。

「地目」が上記の場合に自動的にチェックが付きますが、林地・立木データを作成しない場合は、上書きでチェックを外します。

既に林地・立木データが作成されていて、上書きでチェックを外した場合は、林地・立木データは削除されます。土地の登録時にメッセージを表示します。

The screenshot shows the 'Land Evaluation' (土地等(路線価方式)の評価) screen. At the top, there are buttons for '確定(F10)', 'キャンセル(Esc)', '前へ(F2)', '次へ(F3)', and '上書(F9)'. Below these, there are buttons for '項目貼付(Y)', '路線価図(L)', and a checked checkbox for '立木データを作成する'. The main table has columns for '財産コード ※', '評価種類', '細目', and '利用区分・銘柄等'. The selected row shows '11', '04', '0001', '土地(路線)山林', and '自用地'. A dropdown menu for '地目' is open, showing '山林' selected. At the bottom, there are fields for '氏名(法人名)', '住所(所在地)', and '所在地番'. A '地目' section at the bottom right shows '台帳' as '山林' and '現況' as '山林'.

This screenshot shows the same 'Land Evaluation' screen as above, but with a confirmation dialog box open. The dialog box has a question mark icon and the text '林地・立木を削除してよろしいですか？' (Is it okay to delete land and timber data?). There are two buttons: 'はい' (Yes) and 'いいえ' (No). A red arrow points from the '立木データを作成する' checkbox to the dialog box.

### 5-4. 定期預金の評価 細目を空欄に変更（財産評価）

税務署発行の「相続税の申告のしかた」で第11表の「現金預貯金等」の「細目」は空白のため、〔現金預貯金〕→〔定期預金〕の「細目」を空白に変更します。（従来（Ver.16.1以前）は「定期預金」と表示しています。）

The screenshot shows the 'Regular Savings Evaluation' (定期預金等の評価) screen. It has buttons for '追加(A)', '挿入(I)', and 'コピー(Q)'. The table has columns for 'No.', '財産コード ※', and '金融機関等名'. There are two rows. Row 1 shows '51', '01', '0001', and '〇〇〇銀行'. Row 2 shows '51', '01', '0002', and '〇〇〇銀行'. Both rows have a '連動' (Linked) dropdown set to '定期預金' (Regular Savings). The '細目' (Sub-item) dropdown for row 2 is highlighted in green.

#### 【データ変換時の対応方法】

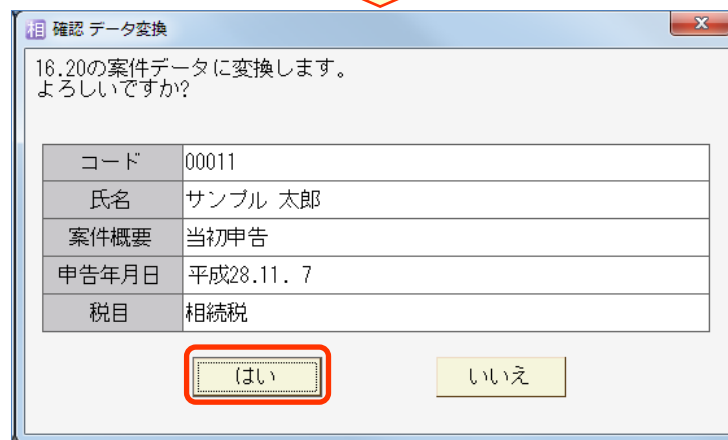
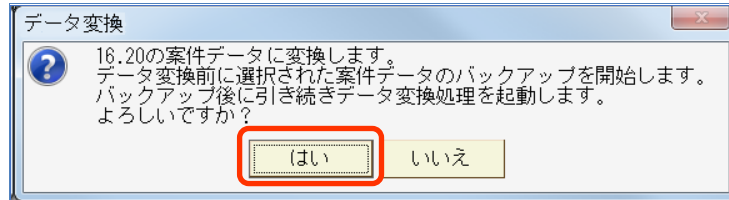
Ver.16.20 ヘデータ変換時、「細目」に文字が入力されていた場合は、上書き項目に設定します。

## 5-5. データ変換処理の変更

旧バージョンデータ (Ver.16.1) の Ver.16.2 へのデータ変換処理について、「個別データ変換」と「一括データ変換」の両方が行えるように対応します。(従来(平成27年版以前)は、システム起動時に案件選択画面で一括データ変換を行っていました。)

### (1) 個別データ変換

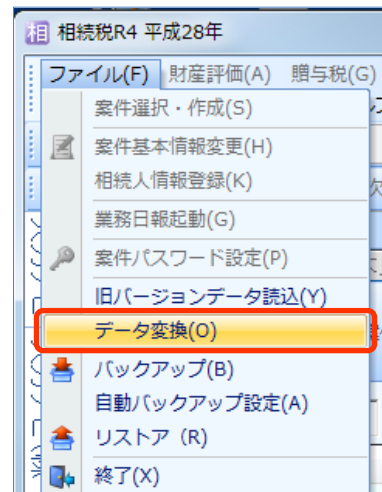
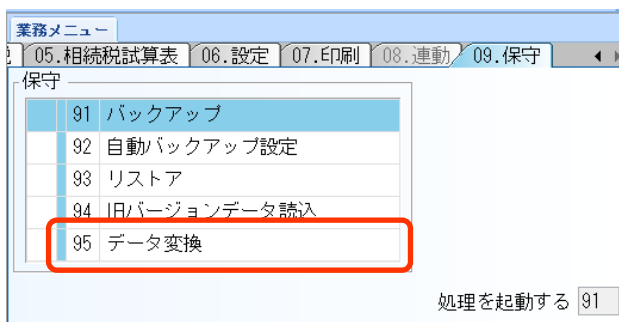
案件選択画面で左端に **旧データ** と表示されている案件を選択すると、1 案件ごとにデータ変換を行います。



### (2) 一括データ変換

従来どおり、一括でデータ変換を行う場合は、次のどちらかのメニューから行います。

- ・ [保守] タブ → [データ変換]
- ・ [ファイル] → [データ変換]



全選択、または複数選択してデータ変換が行えます。

コード	個人名	申告年	申告年月日	税目	申告(版)	案件概要	ファミリー	バージョン
0001	サンプル 太郎	28	平成28. 6. 7	相続税	申告	当初申告		16.12
00011	サンプル 太郎	28	平成28. 1. 1	財産評価		財産評価		16.12

選択された案件データをバックアップしてからデータ変換します。

確認

選択されたデータを、16.20のデータに変換します。

#### 5-6. 印刷初期値設定 第11表「財産出力方法」の初期値変更

印刷初期値設定の相続税「第11表」で「財産出力方法」の初期値を「財産ごと」に変更します。  
※平成28年版 (Ver.16.1) が既にセットアップされている場合は、設定内容は変更されません。

#### 5-7. メニューカスタマイズ 税務代理権限証書の起動対応

メニューカスタマイズで基本メニューに追加した「税務代理権限証書」が、基本メニューから起動できない問題に対応します。

## 6. バージョンアップ後の確認事項

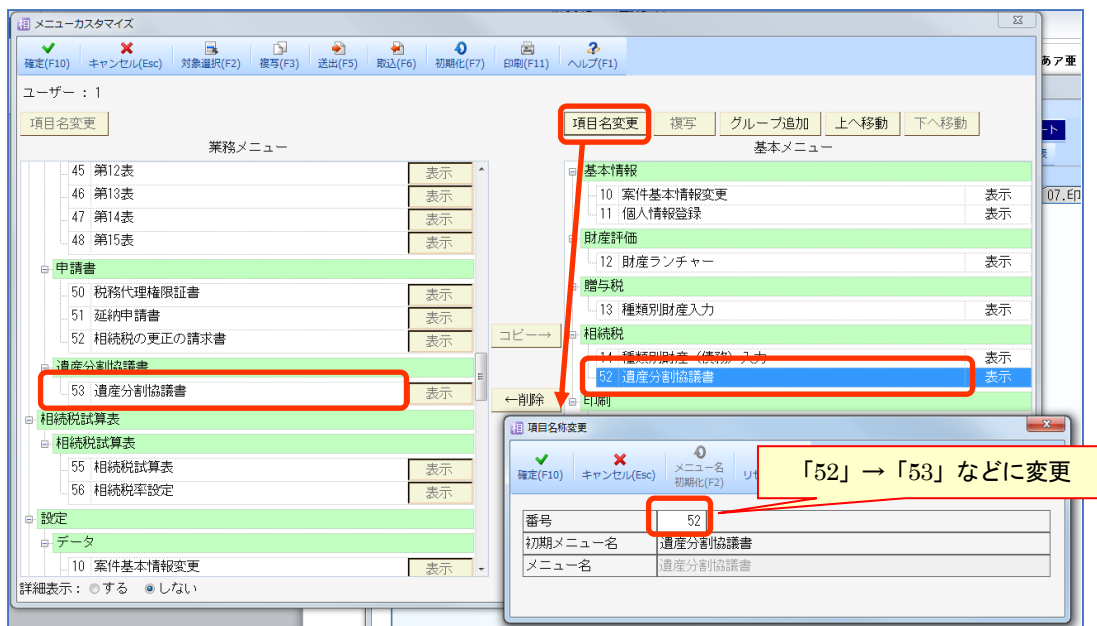
### 6-1. 旧バージョンデータ変換処理の実行

旧バージョンデータ (Ver.16.1) は、Ver.16.2 へデータ変換して使用します。

### 6-2. メニューカスタマイズ 遺産分割協議書の見直し

[相続税] に「52 相続税の更正の請求書」を追加したため、「52 遺産分割協議書」を「53 遺産分割協議書」に変更します。

メニューカスタマイズで基本メニューに「52 遺産分割協議書」を追加していた場合、データ変換処理では番号が変更されないため、必要に応じて、メニューカスタマイズの「項目名変更」で番号を「53」などに変更してください。



## 7. 贈与税 平成 28 年分データの先行入力について

相続税 R4 (Ver.16.1) で、贈与税 平成 28 年分データの先行入力が行えます。

- ・受贈者の個人番号は、[共通基本情報] で入力します。
- ・住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、第一表の二の「非課税枠」の選択リストで適用を受ける金額を選択します。Ver.16.20 ヘデータ変換後は、そのまま設定されています。

## 8. フォルダ構成

### ■データベース

¥

- └ R4\_RDB ..... データベース格納フォルダー
- └ sozoku\_4 ..... 相続税 R4 Ver.16 データフォルダー

### ■プログラム

¥

- └ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))
- └ Epson
- └ R4
- └ sozoku\_4 ..... 相続税 R4 Ver.16 プログラム格納フォルダー

以上、よろしくお願ひします。